平成２７年（フ）第４９号
北海道千歳市住吉１丁目６番11―503号　メゾンラファイエット、申立時の住所北海道伊達市末永町138番地69
債務者　市橋美智子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
北海道帯広市白樺16条西５丁目１番地８　白樺マンション１Ｆ３号室
債務者　中川　啓司
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
福島県喜多方市熊倉町熊倉字熊倉731番地、前住所福島県喜多方市松山町村松字常盤町2683番地
債務者　山本美穂子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目12番１号
債務者　中村　　忍（旧姓直原）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３８号
川崎市川崎区浜町２丁目８番12―601号　アルカサル川崎
債務者　小早川康平
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
川崎市川崎区大島２丁目７番14号　中村マンション　302
債務者　持丸仙娥こと　廉　　仙娥
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
川崎市川崎区昭和２丁目３番７号　ハイツソフィ　208
債務者　小堺　清美
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
川崎市高津区野川413番地２　フォレストヒルズ野川　202
債務者　石川　佳彦
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
川崎市麻生区東百合丘３丁目１番14―513号
債務者　森久　信幸
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
川崎市川崎区桜本１丁目20番３―507号
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目３番地１　千代ヶ丘荘　107
債務者　清野　　守
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
静岡県富士市大淵53番地の56
債務者　望月　順司
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９２１号
名古屋市緑区六田１丁目327番地　ユニーブル第２六田203号
債務者　木塚　治美
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２８号
名古屋市中村区宮塚町169番地の２
債務者　元田　　武
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８５号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番109―701号　大幸東団地
債務者　鈴木　雄二
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
三重県多気郡明和町大字斎宮1144番地48
債務者　田畑　文夫
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部